

政令第 号

公営住宅法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二十二条第一項、第二十三条及び第二十八条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「又は既存入居者若しくは」を「、既存入居者又は」に、「により、」を「その他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて」に改める。

第六条第一項第一号中「五十歳」を「六十歳」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条に規定する障害者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

第六条第一項第三号中「第四条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の」を「第二条第一項に規定する戦傷病者でその」に改め、同項に次の一号を加える。

八 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号。以下この号に

において「配偶者暴力防止等法」という。）第一条第二項に規定する被害者でイ又は口のいずれかに該当するもの

イ 配偶者暴力防止等法第三条第三項第三号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第五条の規定による保護が終了した日から起算して五年を経過していない者

ロ 配偶者暴力防止等法第十条第一項の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの

第六条第四項中「いずれかの」を「各号のいずれかに該当する」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 入居者又は同居者にイから八までのいずれかに該当する者がある場合

イ 障害者基本法第二条に規定する障害者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

ロ 戦傷病者特別援護法第二条第一項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

八 第一項第四号、第六号又は第七号に該当する者

第六条第四項第二号中「五十歳」を「六十歳」に改め、同項第三号中「入居者又は」を削り、「第一項第

三号、第四号、第六号又は第七号に該当する」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第八条第二項中「公営住宅の」の下に「次の表の上欄に掲げる年度の」を加え、「次の表の上欄各項に定める入居者の収入の区分に応じてそれぞれ下欄各項」を「同欄に掲げる年度の区分及び同表の下欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、それぞれ同欄」に改め、同項の表を次のように改める。

初年度（法第二十八条第二項の規定により当該公営住宅の家賃が定められることとなつた年度をいう。以下この表に	年 度	入 居 者 の 収 入		二十万円を超え
				二十三万八千円
				以下の場合
				合
五分の一	年 度	入 居 者 の 収 入		二十三万八千円
				を越え二十六万
				八千円以下の場
				合
四分の一	年 度	入 居 者 の 収 入		二十六万八千円
				を越え三十二万
				二千円以下の場
				合
二分の一	年 度	入 居 者 の 収 入		三十二万二千円
				を超える場合
—	年 度	入 居 者 の 収 入		

初年度から起算して三年度を 経過した年度	五分の四	—	—	—	おいて同じ。)
初年度から起算して四年度以 上を経過した年度	—	—	—	—	
初年度の翌々年度	五分の三	四分の二	—	—	
初年度の翌年度	五分の二	四分の一	—	—	

附 則

( 施行期日 )

第一条 この政令は、平成十八年二月一日から施行する。ただし、第六条第一項第一号の改正規定、同条第  
四項第二号の改正規定及び第八条第二項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

( 経過措置 )

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の日(次条において「一部施行日」という。)前に五十歳以上

である者の公営住宅の入居者資格については、この政令による改正後の公営住宅法施行令（以下「新令」という。）第六条第一項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 公営住宅の入居者が一部施行日前に五十歳以上である者であり、かつ、同居者のいずれもが十八歳未満の者又は一部施行日前に五十歳以上の者である場合における公営住宅法第二十三条第二号に規定する収入の条件及び同法第二十八条第一項に規定する収入の基準については、新令第六条第四項第二号及び第八条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条 新令第八条第二項の規定は、平成十九年度以降の年度の毎月の家賃について適用する。

第五条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際公営住宅に現に入居している者でこの政令による改正前の公営住宅法施行令第八条第二項に規定する家賃が定められているものに係る新令第八条第二項の規定の適用については、同項の表中「法第二十八条第二項の規定により当該公営住宅の家賃が定められることとなつた年度」とあるのは、「平成十九年度」とする。

## 理由

公営住宅の適正かつ合理的な管理を図るため、同居親族がない場合においても公営住宅に入居することができる者の資格について所要の見直しを行うとともに、収入超過者に対する措置による家賃を当該家賃が定められてから経過した期間に応じて引き上げることとする等の必要があるからである。